（別記様式第２ 交付決定通知書）

番号

令和　年　月　日

申請自治体の長 殿

内閣総理大臣

大規模災害対策支援補助金の交付決定について

令和　年　月　日付　第　号で申請のあった標記補助事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。）第６条第１項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、同法第８条の規定により通知する。

記

１　交付の対象 対象となる事業は令和　年　月　日付の申請書のとおりである。

２　交付決定 令和　年　月　日付府政防第　号

３　交付決定額 金 千円

４　交付決定を受けた補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び大規模災害対策支援補助金交付要綱に従わなければならない。

５　事業に係る実績報告書は、別記様式第10に基づき令和　年　月　日までに提出すること。

６　この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第９条第１項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和　年　月　日とする。